



# ごみステーションは ごみ捨て場ではありません

—ごみを出すときは責任をもってステーションに出しましょう—



「み袋等は集収がスムーズにできるように出してください

私たちが毎日生活していくうえで、欠くことのできない一つにごみの処理があります。数年前に使い捨てができてが美徳とされた時代から、今ではリサイクル運動が一部のいいだで広まっていますが、富津市のごみ集収量は、年々大幅に増加しております。

この大幅に増加しているごみを迅速に処理するため、十一台のごみ収集車が市内二二〇カ所のステーションをまわっています。ごみステーションは、道路のほか個人の住宅地内に立てさせてもらっています。

ごみステーションはごみ捨て場ではありません。収集車がきてごみ袋を車に積むまで、袋の口からごみがでないように責任をもつてステーションにごみを出してください。

## 収集日以外にごみを出すと近所の方の迷惑です

ごみ収集日以外にごみを出しますと、ステーション付近の方が大迷惑になります。またこれから夏に向って生ごみが多くなり、悪臭の原因にもな

ります。ごみは決められた集日・時間内に、市指定を入れて（ごみ袋に入らないのはステッカーをはつて）ごみを出すください。

収集日以外にごみを出すと  
近所の方の迷惑です

ごみ収集日以外にごみを出しますと、ステーション付近の方が大迷惑感です。またこれから夏に向って生ごみが多くなり、悪臭の原因にもなります。ごみは決められた収集日・時間内に、市指定袋に入れて(ごみ袋に入らないものはステッカーをはつて)必ず出してください。

- ・台所のごみ（料理くず、残飯、果物の皮、お茶がら、卵のから、割りばし等）
  - ・タバコの吸い殻や掃除機のチリ
  - ・紙類（新聞、雑誌、チラシ、紙箱、チリ紙）
  - ・ホロ布類、繊維ぐす等や生バッカク、玩具等）
  - ・合成皮革製品（靴、カバン等）
  - ・ゴム類（シリコン、運動ぐつ、サンダル等）

## 燃えるごみ・燃えないごみの 区別と出し方

- △出し方  
・市指定の不燃物専用紙袋で、  
口をひもで結んで出してく  
ださい。
- ・販売店で引き取ってもらえ  
るものは、販売店で引き取  
つてもらってください。
- ・殺虫剤、スプレー等の空き  
缶は底をくぎ等で穴を開け  
てください。

- ・ 家具類（机、イス、タンブラー等）
  - ・ 寝具類（ベッド、マットレス等）
  - ・ ス、カーベット、ジユータン等）
  - ・ 建具類（ドア、フスマ等）
  - ・ 大きな家庭用電化製品（洗濯機、冷蔵庫、テレビ、スチーマー等）
  - ・ レオ、扇風機等）
  - ・ トタン、ブリキ等）
  - ・ 自転車、三輪車、オートバイ等）
  - ・ 飲食店、商店、会社等かかる多量のごみ
  - ・ 引越しごみ、新築改築等で生るごみ（木の枝、木片等）
  - ・ メートルぐらに切断する

玉羽地区（午前9時までにスキー場に出でてください）

大羽地区（下前の町まで）→ 下喜多に出て、左へ

収集日	可燃物・不燃物の収集地区
月・木	上町、仲町、下町、富士見町、長浜、犬吠、数馬、岩坂、台原、海良亮津、相川入口、花輪、不入斗
火・金	島戸倉、芝崎、荒戸、久保、新町、仲町、田尻、仲台、岡台、萩生、川向、南新町、外宿、松原、森戸、北町、十宮
水・土	更和、望井、長崎、大森、六野、押切、上後、関尻、関、御代原、豊岡
<b>不燃物のみの収集地区</b>	
第1・3(水)	田原、小志駒、岩本、志駒、山中、岩井原、宇藤木、戸面原、東大和田、高溝、田倉
第2・4(水)	金山、山入、中村、関山、白狐、相川、梨沢、横山、加藤、桜井

**大佐和地区**（午前9時までにステーションに出してください）

可燃物・不燃物の収集地区	
月　・　木	吉野地区(西大和田、絹、上一、二、相野谷、一障、近藤、八田沼、中、千種新田地区(新田一、二、三)
火　・　金	小久保地区(栗畑、海老田、仲荒、太田、寺谷、高根、浜町一、二、仲町、上町、川向、弁天) 岩瀬地区(岩瀬一、二、三、四、五)
金	岩瀬地区(上岩入、下岩入)
水　・　土	佐貫地区(佐貫、東佐貫、亀沢、中村一、二、鶴筒、大坪、八幡、笹毛)
水	佐貫地区(宝竜寺、花香谷)

**富津地区**（午前8時までにステーションに出してください）

収集日	可燃物・不燃物の収集地区
月・水・金	大堀、飯野
火・木・土	富津、青木、西川、岡崎工業社宅

市で収集・処理できない「み

- 廉油類  
● プロパンボンベ  
● 農薬類  
● ベンキ、シンナー類  
● 土砂、碎石  
● かわら類

●**出し方**

- ・厚さ、幅、長さ各約四十七  
センチ以上のもの。
- ・家具類（机、イス、タンス、  
鏡台等）
- ・寝具類（ベッド、マットレ  
ス、カーペット、ジュークタ  
ン等）
- ・建具類（ドア、フスマ等）
- ・大きな家庭電化製品（洗濯  
機、冷蔵庫、テレビ、スチ  
レオ、扇風機等）
- ・市指定の使用済乾電池回  
収袋に入れて出してください  
(回収袋は6月に配布予定  
です)

●**出し方**

- ・自家搬入で処理して  
ください。この場合  
一キロ四円で処理で  
きます。
- 使用済乾電池**
- ・使用済の乾電池、水  
銀電池など





## 福祉だより

料金の一部を助成  
—はり、きゅう、マッサージ—

市では、高齢

者の方が医療保

除外で、はり、

マッサ

ジーを利用された場合に、そ

の料金の一部を助成して、お

年寄りの福祉の増進を図ることになりました。65歳以上の市民なら、どなたでも利用でありますので、福祉事務所が最寄りの出張所に印かんと生年月日を確認できるものを持つてお越しください。



ご利用ください。  
希望される方は、地区の民  
生委員を通じて申請してください。

## ご存知ですか

## 「福祉タクシー」

市では障害のため外出の不便のかたがたに、少しでも役立っていたこうと「福祉タクシー」の制度を行つております。利用券1枚で500円の助成が受けられ年間最高24枚まで交付されます。

利用できるかたは、重度障

害の方に限られます。身障手

帳と印かんをもつて福祉事務

所または各出張所に申請して

ください。

市では、6ヶ月以上なたき

りで65歳以上のお年寄りに、

移動入浴車を使つたのこも

つた入浴サービス(無料)を

実施しています。事前に体調

のチェックがあり、介助には

安心なうえ車の中ではなく自

宅で入浴できますので、ぜひ

お越しください。

市では、6ヶ月以上なたき

りで65歳以上のお年寄りに、

移動入浴車を使つたのこも

つた入浴サービス(無料)を

実施しています。事前に体調

のチェックがあり、介助には

安心なうえ車の中ではなく自

宅で入浴できますので、ぜひ

お越しください。

市では、6ヶ月以上なたき

りで65歳以上のお年寄りに、

移動入浴車を使つたのこも

つた入浴サービス(無料)を

実施しています。事前に体調

のチェックがあり、介助には

安心なうえ車の中ではなく自

宅で入浴できますので、ぜひ

お越しください。

市では、6ヶ月以上なたき

りで65歳以上のお年寄りに、

移動入浴車を使つたのこも

つた入浴サービス(無料)を

実施しています。事前に体調

のチェックがあり、介助には

安心なうえ車の中ではなく自

宅で入浴できますので、ぜひ

お越しください。

市では、6ヶ月以上なたき

りで65歳以上のお年寄りに、

移動入浴車を使つたのこも

つた入浴サービス(無料)を

実施しています。事前に体調

のチェックがあり、介助には

安心なうえ車の中ではなく自

宅で入浴できますので、ぜひ

お越しください。

市では、6ヶ月以上なたき

りで65歳以上のお年寄りに、

移動入浴車を使つたのこも

つた入浴サービス(無料)を

実施しています。事前に体調

のチェックがあり、介助には

安心なうえ車の中ではなく自

宅で入浴できますので、ぜひ

お越しください。

年金積立金還元融資で  
医療施設が充実

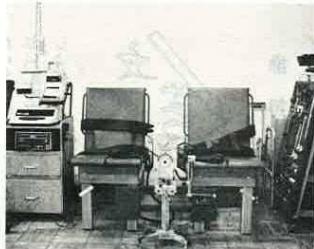
君津中央病院では、年金積立の還元融資を受けて次の事業をしました。

## ○医療機械整備事業

事業費 62,350千円  
うち年金融資額 40,000千円

年金積立金は、公共施設の整備など幅広く皆さんのが福祉向上に役立っています。

写真は、筋力測定・筋力トレーニングなどを実行するラスコンピューターシステム

花植木センター  
5月の催しもの

31日	13時～17時	○研修会
17日	13時～17時	○クレマチスの鉢栽培
23日	10時～16時	○松のみどり摘み
13時～17時	○班入り山野草の紹介と育て	○班入り山野草の紹介と育て

13時～17時	○サツキ盆栽の樹形作り
13時～17時	○松のみどり摘み
13時～17時	○班入り山野草の紹介と育て
13時～17時	○班入り山野草の紹介と育て
13時～17時	○班入り山野草の紹介と育て

08	大佐和	高津森林雄	川名一四二六
87	鈴木ミサ	川名一四二六	92
87	大堀一五	大堀一五	6
87	小柴建一	小柴建一	6
87	(消防署)	(消防署)	3

「赤十字」は  
やさしさのしるし

## 年金Q &amp; A

Q 私たち夫婦は結婚してから共働きでしたが、夫は昨年の十月に在職中に亡くなりました。

なりますので、遺族基礎年金

と遺族厚生年金の支給要件は満たされています。仮にあなたが今後も引き続きお働き

になります。

私は7歳の子供をかかえており、夫が亡くなつたこともあり、引き続き勤めること

しております。

私の収入によつては、遺族

年金が受けられないと言つて

いますが、どのような取扱い

になつているのかおたずねし

ます。

あなたの場合は、亡くなつた

方が死亡当時 国民年

金と厚生年金保険の被保険者

であり、かつ 死亡日前引

き続いた期間について、兩年

金に七年以上加入したこと

になります。

あなたが亡くなつたこと

ができますが、そのばあ

いは、七歳のお子さんがうけ

られることがあります。

○〇〇万円を超えるようでした

ら、これらの年金をうけるこ

とができませんが、そのばあ

いは、将来にわたつて年間で六

〇〇〇万円を超えるようでした

ら、年金が受けられないと聞いて

いました。

私はこのまま年金を受けられ

ません。



